

琵琶湖森林づくり条例の概要

平成16年4月1日施行

目的 森林の多面的機能(水源かん養、県土の保全、木材等の供給など森林の有する多面にわたる機能)の持続的発揮

琵琶湖の保全および県民の健康で文化的な生活の確保に寄与

基本理念

- ◆多面的な機能が持続的に発揮されるよう、長期的な展望に立ち地域の特性に応じた森林づくり
- ◆県民の主体的な参画による森林づくり
- ◆森林所有者、森林組合、県民、事業者および県の適切な役割分担と協働による森林づくり
- ◆県内の森林資源の有効利用の促進による森林づくり
- ◆森林づくりを支える人材の確保・育成を図りつつ推進する森林づくり

それぞれの責務等

県	森林所有者	森林組合	県民	事業者
<ul style="list-style-type: none">●基本理念に従って基本的かつ総合的な施策を策定・実施●市町村・国との連携●県の施策へ琵琶湖下流域の人々の協力を得られるよう努力	<ul style="list-style-type: none">●所有森林の多面的機能が発揮されるような森林づくり●県が行う施策への協力	<ul style="list-style-type: none">●地域における森林経営の中核的担い手●森林づくりと森林資源の有効な利用促進への積極的取り組み●県が行う施策への協力	<ul style="list-style-type: none">●森林の恵みを楽しんでいるという認識を深めること●森林づくりに関する活動への積極的参加●県が行う施策への協力	<ul style="list-style-type: none">●森林の多面的機能の確保への配慮●県が行う施策への協力

森林づくりに関する基本的施策

①基本計画の策定

- 森林づくりに関する施策を総合的、計画的に推進するための基本計画策定
- 中長期的目標、基本方針、施策の方向

②環境に配慮した森林施策等の推進

- 地域の自然的条件・社会的条件を踏まえ、環境に配慮した森林施策を計画的に推進
(地域特性を活かしつつ、単層林から複層林・長伐期林へ)：解説1参照
(天然林の保全と活用)
- 総合的かつ計画的な間伐対策の推進
(間伐や間伐材の搬出・有効利用の促進等)

③県民の協働による森林づくりの推進

- 県民の主体的な参画の促進等**
 - 情報提供による森林の多面的機能に対する理解の促進
 - 県民等が行う森林づくりに関する活動に対する支援
- 里山の保全の推進**
 - 所有者および里山を整備・利用する県民等との協働による里山保全活動に対する支援
- 流域における森林づくりに関する組織の整備の促進**
 - 県、市町村等に対し流域の森林づくりのあり方等について提案を行う組織の整備の促進およびその活動に対する支援
- びわ湖水源のもりの日およびびわ湖水源のもりづくり月間**
 - びわ湖水源のもりの日……………10月1日
 - びわ湖水源のもりづくり月間…10月

④森林資源の利用の促進

- 県産材の利用の促進**
 - 県産材に対する情報提供、知識の普及、公共事業への利用等
- 森林資源の有効な利用促進**
 - 森林資源の新たな利用等を促進するための調査研究、技術開発に対する支援等

⑤森林づくりを支える人材の確保・育成

- 森林所有者の意欲の高揚等**
 - 情報提供、技術指導等
 - 林業労働力の確保
- 森林組合の活性化**
(担い手としての機能強化)
 - 組織体制充実、人材育成等の取組み支援
- 森林環境学習の促進**
 - 森林体験活動の場の提供、情報提供

⑥財政上の措置

解説1：単層林；一度に植林された（スギ・ヒノキなどの）単純一斉林
複層林；数回に分けて植林し、年齢の違う木が育つ森林
長伐期林；伐採年齢を通常の倍（40～60年→80～100年）に延ばし、下層植生と表土を安定させる森林